

奈良市 協働のQ&A

vol.24

協働事業を実施していくにあたって、小さなことから大きなことまで、いろいろと気になる点がでてくるかもしれません。今回は、協働事業を行うときにでてくるふとした疑問やもやもやした不安に、4問まとめてお答えします。



Q40 協働事業での最終責任者・最終決定者は誰なの？

A40 協働事業が、公共的な課題に対して、市や様々な主体と一緒に取り組んでいくものということには変わりがないけど、協働する事業によって責任者・決定者は様々なんだよ。

例えば、公共的な活動を行っている団体に対して、市が補助金等で支援する場合は、その活動を行う団体が最終的な責任者・決定者で、市はあくまでも団体の活動をサポートする立場になるんだよ。でも、公共施設の管理に団体等を指定管理者として指定するなどの場合は、市が最終的な責任者・決定者になるので、あらかじめ協定書等に最終責任者や決定者について明記しておくことが大事だよ！

協働と一緒に事業をすると、責任者や決定者があやふやにならないかな…？

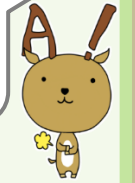
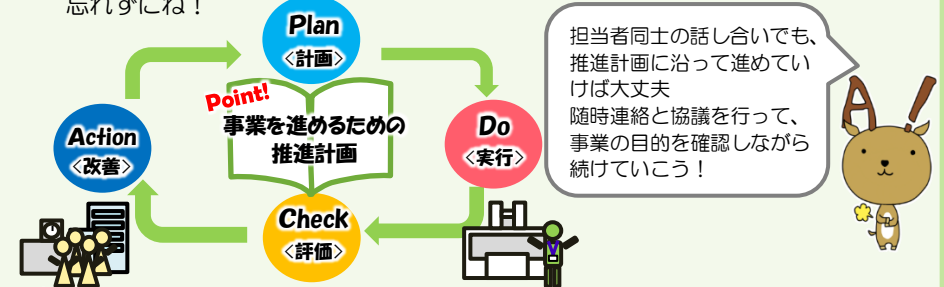
あやふやにしないためにも、最初から最終責任者や決定者を決めておくといいよ！

Q42 結局は担当者同士だけの話し合いになって、本来の事業の目的や協働の意図がうやむやにならない？

A42 そもそも事業を実施するときには、事業のPDCAを考えながらしっかり計画を立てて、計画に沿って進めていく必要があるんだ。

だから、実際に事業を実施するとき担当者同士の話し合いになっても、大きく事業の目的や意図がずれることはないんだよ。

ただ、協働の相手と常に事業の目的を確認しながら協議を進めていくことは忘れずにね！



Q41 行政は臨機応変に対応できるの？

A41 そもそも協働による事業の特徴の一つは、相手との協議の上「臨機応変な対応」ができることなんだ。協定書を締結している場合は協定の範囲内で、締結していない場合は協働の相手と協議の上、柔軟に対応しよう！

より良い事業にするためには、事業実施中でも積極的に相手と協議して、現状に合わせて変更しながら進めていく必要があるんだよ。



Q43 協働で活動したときの保険はあるの？

A43 市が依頼するボランティア活動や、市が主催・共催し、市民が参加する行事等には、奈良市が加入している全国市長会「市民総合賠償補償保険」が適用できる場合があるよ！

また、有料だけど、社会福祉協議会が行っている「ボランティア活動保険」や「ボランティア行事用保険」等もあるんだ。

保険があると、より安心して活動できるな…

協働で事業を始めるときには、こんなふうないろいろと気になることが出てくるよね！そういう時は、協働推進課に相談してみてね！

NEXT! Q44 協働事業が終わった後、事業内容の検証や評価、決算報告は必要なの？ また誰がするの？

…事業が終わった！…けど、終わったら何をすればいいの…？

